

海上保安庁と防衛省との海洋調査に係る包括的な協力のための申合せ

海上保安庁と防衛省は、海洋調査に係る協力に関し、次のとおり申し合わせる。

令和8年5月7日

保海企第45号
防防調第11726号

海上保安庁海洋情報部企画課長

防衛省防衛政策局調査課長

（目的）

第1条 この申合せは、海上保安庁と防衛省が海洋調査において協力することにより、海洋調査に係る業務の効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

（協力のための取組）

第2条 海上保安庁と防衛省は、前条の目的を達成するため、以下の取組を行う。

- （1） 水温データ、塩分濃度データ、海潮流データ、海底地形データ等の情報相互提供
- （2） 海洋調査に係る技術や計画等の情報交換
- （3） 海洋調査技術の向上に資する人材交流
- （4） 海上での事故・災害時における海洋調査での連携
- （5） 海洋調査に関する定期的な意見交換
- （6） その他この申合せの目的を達成するため双方が必要と認める協力

(情報の取扱い及び秘密保全)

第3条 この申合せに基づいて得た情報は、原則として、海上保安庁又は防衛省の部内に限って利用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、海上保安庁と防衛省は、事前に当該情報を提供した側の同意を得たときは、提供を受けた情報を第三者に提供し、又は公表することができる。

3 海上保安庁と防衛省は、この申合せに基づき得た情報を、それぞれの部内の関連規則に基づき適切に取り扱うものとし、秘匿性を有するものについては、秘密保全のため必要な措置を講ずるものとする。

(費用負担)

第4条 海上保安庁と防衛省は、この申合せに基づく協力に要する経費について、その都度協議し、定めるものとする。

(協議)

第5条 この申合せに関する疑義に関しては、海上保安庁と防衛省が協議するものとする。

(委任規定)

第6条 この申合せの実施のため必要な細目的な事項の協議に関しては、海上保安庁海洋情報部技術・国際課長と海上自衛隊情報作戦集団作戦情報群気象海洋情報隊司令に委任する。

(その他)

第7条 この申合せの締結を証するため、本申合せの正本2通を作成し、海上保安庁と防衛省がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この申合せは、令和８年５月７日から適用する。
- 2 「海上保安庁と防衛省との海洋情報の相互提供に関する申合せ」（令和２年１１月１９日）は、令和８年５月７日をもって廃止する。